

様式第9 法第49条第1項（農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項）
及び第50条第1項関係（農地転用の許可）

農地法（大臣許可：計画区域において2ha超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合）

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	漁業集落防災機能強化事業	大沢地区 (2工区)	気仙沼市

図面記号									
N-1									
土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 (※2)		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
				「別紙1記載の通り」					
	計	2筆 2,453㎡ (田 0㎡ 畑 2,453㎡)							
権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類		権利の設定、移転の別		権利の設定、移転の時期		権利の存続期間		その他
	所有権		移転		復興整備計画公表後		永年		なし
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転用予定地の周辺は山林と普通畑であるため用排水施設はなく、農地転用による支障はない。 ・ 雨水については、新設する道路側溝に排水する計画であり、周辺農地に対する影響がないように措置する。 								

(別紙1) 土地の所在等

所 在	地番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合(※2)		土地利用区分	
		登記簿	現 況		権利の種 類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
気仙沼市 唐桑町台の下	95番1	畑	畑	2,299	なし	なし	農振地域内 農用地区域外	都市計画 区域外
気仙沼市 唐桑町台の下	95番3	畑	畑	154	なし	なし	農振地域内 農用地区域外	都市計画 区域外
計 2筆		2,453㎡		(田 0㎡、畑 2,453㎡)				

様式第9 法第49条第1項（農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項）
及び第50条第1項関係（農地転用の許可）

農地法（大臣許可：計画区域において2ha超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合）

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	漁業集落防災機能強化事業	只越地区 (2工区)	気仙沼市

図面記号									
N-2									
土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 (※2)		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
				「別紙1記載の通り」					
	計	3筆 1,052 ㎡ (田 0㎡ 畑 1,052㎡)							
権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類		権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間		その他		
	所有権		移転	復興整備計画公表後	永年		なし		
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転用予定地の周辺は宅地、畑及び保安林であるため用排水施設はなく、農地転用による支障はない。 ・ 雨水については、新設水路を経て海岸へ放流する計画であり、周辺農地に対する影響はない。 								

(別紙1) 土地の所在等

所 在	地番	地 目		面 積 (m ²)	所有権以外の使用 収益権が設定されて いる場合(※2)		土地利用区分	
		登記簿	現 況		権利の 種 類	権利者の 氏名又は 名称	農振法	都市 計画法
気仙沼市 唐桑町大畑	1番6	畑	畑	公簿583 実測582	なし	なし	農振地域内 農用地区域外	都市計画 区域外
気仙沼市 唐桑町唯越	41番 の一部	畑	畑	595 のうち 294	なし	なし	農振地域内 農用地区域外	都市計画 区域外
気仙沼市 唐桑町只越	101番6 の一部	畑	畑	公簿239 実測241 のうち 176	なし	なし	農振地域内 農用地区域外	都市計画 区域外
計 3筆		1,052m ²		(田	0m ² 、畑	1,052m ²)		

様式第9 法第49条第1項（農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項）
及び第50条第1項関係（農地転用の許可）

農地法（大臣許可：計画区域において2ha超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合）

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	漁業集落防災機能強化事業	鶴ヶ浦地区	気仙沼市

図面記号									
N-6									
土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 (※2)		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
				「別紙1記載の通り」					
	計	5筆 790.78㎡（田 50㎡ 畑 740.78㎡）							
権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類		権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間		その他		
	所有権		移転	復興整備計画公表後	永年		なし		
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・転用予定地の周辺は宅地、雑種地及び山林であるため用排水施設はなく、農地転用による支障はない。 ・雨水については、新設道路側溝を経て海岸へ放流する計画であり、周辺農地に対する影響がないように措置する。 								

(別紙1) 土地の所在等

所 在	地番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が 設定されている場合(※2)		土地利用区分	
		登記簿	現 況		権利の 種 類	権利者の氏 名又は名称	農振法	都市 計画法
気仙沼市 三ノ浜	102番4	畑	畑	62	なし	なし	農振地域外	非線引き都市 計画区域の用 途地域外
気仙沼市 三ノ浜	120番2	田	田	50	なし	なし	農振地域外	非線引き都市 計画区域の用 途市域外
気仙沼市 三ノ浜	105番2	畑	畑	公簿634 実測633	なし	なし	農振地域外	非線引き都市 計画区域の用 途地域外
気仙沼市 三ノ浜	108番6	畑	畑	36	なし	なし	農振地域外	非線引き都市 計画区域の用 途市域外
気仙沼市 三ノ浜	110番2	畑	畑	9.78	なし	なし	農振地域外	非線引き都市 計画区域の用 途地域外
計 5筆				790.78㎡	(田 50㎡、畑 740.78㎡)			

様式第9 法第49条第1項（農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項）
及び第50条第1項関係（農地転用の許可）

農地法（大臣許可：計画区域において2ha超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合）

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	漁業集落防災機能強化事業	大島地区 (2工区)	気仙沼市

図面記号									
N-7									
土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 (※2)		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
				「別紙1記載の通り」					
	計	2筆 286㎡ (田 0㎡ 畑 286㎡)							
権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類		権利の設定、移転の別		権利の設定、移転の時期		権利の存続期間		その他
	所有権		移転		復興整備計画公表後		永年		なし
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転用予定地の周辺は宅地及び畑であるため用排水施設はなく、農地転用による支障はない。 ・ 雨水については、既設水路を経て海岸へ放流する計画であり、周辺農地に対する影響はない。 								

(別紙1) 土地の所在等

所 在	地番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用 収益権が設定されて いる場合(※2)		土地利用区分	
		登記簿	現 況		権利の 種 類	権利者の 氏名又は 名称	農振法	都市 計画法
気仙沼市 浅根	20番1 の一部	畑	畑	公簿187 実測298 のうち 253	なし	なし	農振地域外	都市計画 区域外
気仙沼市 浅根	20番9	畑	畑	公簿32 実測33	なし	なし	農振地域外	都市計画 区域外
計 2筆		286㎡		(田	0㎡、畑	286㎡)		

様式第9 法第49条第1項（農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項）
及び第50条第1項関係（農地転用の許可）

農地法（大臣許可：計画区域において2ha超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合）

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	漁業集落防災機能強化事業	大島地区 (3工区)	気仙沼市

図面記号										
N-7										
土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 (※2)		土地利用区分		
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法	
				「別紙1記載の通り」						
	計	4筆 2,310㎡ (田 2,089㎡ 畑 221㎡)								
権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類		権利の設定、移転の別		権利の設定、移転の時期		権利の存続期間		その他	
	所有権		移転		復興整備計画公表後		永年		なし	
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要		<ul style="list-style-type: none"> ・ 転用予定地の周辺は、畑、宅地及び雑種地であるため用排水施設はなく、農地転用による支障はない。 ・ 雨水については、新設及び既設道路側溝を通して海へ直接放流する計画であり、周辺農地に対する影響はない。 								

(別紙1) 土地の所在等

所 在	地番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合(※2)		土地利用区分	
		登記簿	現 況		権利の種 類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
気仙沼市 長崎	102番1	田	田	公簿786 実測920	なし	なし	農振地域外	都市計画 区域外
気仙沼市 長崎	104番	田	田	公簿753 実測1144	なし	なし	農振地域外	都市計画 区域外
気仙沼市 長崎	105番	畑	畑	公簿211 実測221	なし	なし	農振地域外	都市計画 区域外
気仙沼市 長崎	97番1	田	田	公簿42 実測25	なし	なし	農振地域外	都市計画 区域外
計 4筆		2,310㎡		(田 2,089㎡、畑 221㎡)				